

令和 7 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

4 2	令和 6 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 3	令和 6 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 4	令和 6 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 5	令和 6 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 6	令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について	別 冊
4 7	綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	3
4 8	綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
4 9	綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 2
5 0	綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	1 5
5 1	綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例	1 6
5 2	工事請負契約の締結について（令和 7 年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築））	1 7
5 3	工事請負契約の変更について（令和 6 年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築））	1 8
5 4	工事請負契約の変更について（令和 6 年度光綾公園南側整備工事）	1 9
5 5	工事請負契約の変更について（令和 6 年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事）	2 0
5 6	動産の取得について（綾瀬市内 L E D 防犯灯）	2 1
5 7	動産の取得について（綾瀬スポーツ公園多目的広場人工芝）	2 2
5 8	指定管理者の指定について（綾瀬市立もみの木園）	2 3
5 9	令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 4 号）	別 冊
6 0	令和 7 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊

報 告

8	令和 6 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	2 4
9	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	2 6

綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市個人番号の利用に関する条例（平成27年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

綾瀬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第4条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務又は準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供する場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	綾瀬市奨学金条例（昭和55年綾瀬市条例第9号）による奨学金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (2) 生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）

		<p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</p> <p>(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</p> <p>(5) 住登外者宛名情報</p>
2 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 住登外者宛名情報</p>
3 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 生活困窮外国人の保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 住登外者宛名情報</p>
4 市長	綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 生活困窮外国人の保護関係情報</p>

		<p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(4) 地方税関係情報</p> <p>(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）</p> <p>(6) 住登外者宛名情報</p>
5	市長	<p>綾瀬市こども医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 生活困窮外国人の保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 国民健康保険資格関係情報</p> <p>(5) 住登外者宛名情報</p>
6	市長	<p>綾瀬市重度障害者医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 生活困窮外国人の保護関係情報</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(4) 地方税関係情報</p> <p>(5) 国民健康保険資格関係情報</p> <p>(6) 住登外者宛名情報</p>

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による 就学援助に関する 事務であって規則 で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 生活困窮外国人の保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 住登外者宛名情報
2 教育委員会	特別支援教育就学 奨励費の給付に関 する事務であって 規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 生活困窮外国人の保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 住登外者宛名情報
3 教育委員会	綾瀬市奨学金条例 による奨学金の給 付に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 生活困窮外国人の保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 住登外者宛名情報
4 市長	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

5 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
---------	---	----	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い独自利用事務の一部を削除するとともに、新たに独自利用事務を追加するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和56年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第15条」を「第16条」に改める。

第12条の4第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 子育て部分休暇の承認の請求をしようとする職員は、1年度ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇の承認の請求をするかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年度につき77時間30分（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第12条の4中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条 任命権者は、綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置

を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第12条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第12条の4第1項から第4項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれかの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第3項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの

)で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。

- 3 改正後の第12条の4第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同条の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橋川佳彦

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第8条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第9条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第9条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で

定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるの

は「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（暴力団排除）

第2条 放課後児童健全育成事業を行う者は、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であってはならない。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の8の2第1項に基づき条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に定める基準の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例

綾瀬市下水道条例（昭和54年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「が専属するものとして」を「を選任し、」に、「受けたもの」を「受けた者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた者に前条に規定する工事を行わせることができる。

第41条第1項中「として指定」を「の指定等」に改める。

別表第3下水道責任技術者の新規登録の項、下水道責任技術者の更新登録の項及び下水道責任技術者証の再交付の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第41条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後を有効期間の初日とする指定工事店の指定又は更新の申請（以下「指定等の申請」という。）について適用し、同日前を有効期間の初日とする指定等の申請については、なお従前の例による。

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

国の技術的助言である標準下水道条例の改正及び指定下水道工事店の責任技術者の登録に関し、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和7年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 神奈川県横須賀市森崎1丁目19番3号
株式会社永和工業
代表取締役 西川 啓介
- 2 請負契約金額 372,416,000円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市早川2934番地地内
令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

令和7年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和6年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請負契約者 協同・小林特別共同企業体
代表構成員
神奈川県大和市中央3丁目5番5号
協同建工株式会社
代表取締役 宮崎 康雄
- 2 変更前請負契約金額 338,412,800円
変更後請負契約金額 345,011,700円
- 3 変更理由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

令和6年9月2日に議会の議決を経た令和6年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和6年度光綾公園南側整備工事の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請 負 契 約 者 神奈川県綾瀬市寺尾南3丁目6番25号
時田建設株式会社
代表取締役 時田 大介
- 2 変更前請負契約金額 196,535,900円
変更後請負契約金額 197,224,500円
- 3 変 更 理 由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和6年11月27日に議会の議決を経た令和6年度光綾公園南側整備工事の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和6年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請 負 契 約 者 神奈川県高座郡寒川町田端1177番地
株式会社勝栄工業
代表取締役 中内 靖修
- 2 変更前請負契約金額 161,211,600円
変更後請負契約金額 175,179,400円
- 3 変 更 理 由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和6年11月27日に議会の議決を経た令和6年度綾瀬市立綾西小学校空調設備機能復旧工事の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 綾瀬市内LED防犯灯
- 2 取得方法 賃貸借契約期間満了後の無償譲渡
- 3 契約金額 379,104,000円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号
大和リース株式会社 横浜支社
支社長 寺田 博之
- 5 契約の方法 随意契約
令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市内LED防犯灯を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 綾瀬スポーツ公園多目的広場人工芝
- 2 取得方法 賃貸借契約期間満了後の無償譲渡
- 3 契約金額 月額 2,341,900円
総額 196,719,600円(84か月)
- 4 契約の相手方 東京都港区西新橋1丁目3番1号
三菱HCキャピタル株式会社 公共営業部
部長 前田 純
- 5 契約の方法 一般競争入札
令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬スポーツ公園多目的広場人工芝を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 綾瀬市立もみの木園
 - (2) 所在地 綾瀬市深谷上4丁目5番1号
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人唐池学園
 - (2) 代表者 理事長 鶴飼 一晴
 - (3) 所在地 綾瀬市吉岡字芦久保2377番地口号
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市立もみの木園の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

令和6年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について
 地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和6年度綾瀬市一般会計継続費
 令和6年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
10 教育費	4 社会教育費	北の台地区センター解体工事	令和5年度
			令和6年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
25,080,000	4,121,000	18,800,000		2,159,000
43,322,400	2,961,000	35,600,000		4,761,400
68,402,400	7,082,000	54,400,000		6,920,400

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
39,298,000	5,238,000	30,600,000		3,460,000
59,702,000	7,959,000	46,500,000		5,243,000
99,000,000	13,197,000	77,100,000		8,703,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
14,218,000	1,117,000	11,800,000		1,301,000
16,379,600	4,998,000	10,900,000		481,600
30,597,600	6,115,000	22,700,000		1,782,600

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和7年9月1日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.59)	— (17.59)	1.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 将来負担額より充当可能財源等が多い場合は、「—」と表示
- 3 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準

令和7年8月20日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦 殿

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 石 井 麻 理

令和6年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等の
審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等に
係る審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

公営企業の資金不足比率

2 審査期間

令和7年7月17日から同年8月8日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和6年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲ 6.60) 赤字となっていない	12.59
連結実質赤字比率	— (▲ 7.82) 赤字となっていない	17.59
実質公債費比率	1.4	25.0
将来負担比率	— (▲28.5)	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、数値がマイナスの場合
は「—」と表記（マイナスの程度を（▲）で表示）

イ 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和6年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (▲8.8) 資金不足となっていない	20.0

※資金不足額がない場合は「—」と表示 (▲は黒字の程度)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び公営企業の経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。